

核融合科学研究所後援等名義使用に関する規則

制 定 平成 4 年 3 月 2 7 日 規則第 5 号
最終改正 令和 2 年 1 1 月 1 0 日

(趣旨)

第 1 条 核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の後援又は共催の名義（以下、「後援等名義」という。）の使用に関しては、この規則の定めるところによる。

(名義の区分)

第 2 条 名義の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「後援」とは、機関等が主体的に開催（以下、「主催」という。）する事業について、研究所がその趣旨に賛同し、研究所の名義使用をもって支援することをいう。
- (2) 「共催」とは、機関等が主催する事業について、研究所が共同で開催することをいう。

(使用の条件)

第 3 条 研究所の後援等名義を使用できるのは、次の各号に掲げる機関等が主催する事業で、その事業が研究所に関連する学術の発展及び普及に寄与すると認められるものとする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 研究教育機関
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体(宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。)
- (4) その他所長が適当と認めるもの

(許可申請)

第 4 条 研究所の後援等名義の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式による後援等名義使用許可申請書、又は別記様式に定める事項が全て記載された任意の様式を、管理部総務企画課を経由して、所長に提出しなければならない。

(許可)

第 5 条 所長は、前条の申請を適当と認めるときは、これを許可する。

(事業計画の変更等)

第 6 条 申請者は、後援等名義の使用許可を受けた事業を中止するとき、又は当該事業計画を変更するときは、速やかに所長に届け出なければならない。

- 2 所長は、前項の届出により、当該事業が研究所の後援等名義を使用するものとして適当でないとき、前条の許可を取り消すことができる。

(終了報告)

第 7 条 申請者は、当該事業を終了したときは、その結果を速やかに所長に報告しなければならない。

(その他)

第 8 条 研究所は、特に必要と認められる場合を除き、後援等名義の使用を許可した事業に関する経費を負担しない。

- 2 この規則の規定は、機関等の主催する事業について、研究所の協賛、協力等の名義使用を所長が特に必要と認める場合に準用する。

附 則

この規則は、平成 4 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年規則 1 号）

この規則は、平成 1 7 年 2 月 1 5 日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 2 月 6 日から施行する。

附 則
この規則は、令和２年１１月１０日から施行する。

別記様式(第4条関係)

後援等名義使用許可申請書

年 月 日

自然科学研究機構核融合科学研究所長殿

団体名
代表者・職氏名
所在地
連絡先・電話番号等

このたび、下記事業に、貴研究所の後援等名義を使用したいので、許可願いたく、関係資料を添えて申請します。

なお、本事業が終了したときは、その結果を速やかに報告します。

記

- 1 名義の区分 後援 ・ 共催 ・ その他 ()
2 事業名
3 主催者名
4 開催目的又は趣旨
5 開催期間
6 開催場所
7 参加予定人員
8 参加者負担金等

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 事業実施に必要な経費の収支見込みを明らかにするもの
- 3 主催団体の沿革，組織，活動状況等が分かるもの
- 4 役員，会員等の名簿又はそれに代わるもの
- 5 従来から実施している行事の場合は，前回の行事の実施状況が分かるもの
- 6 その他参考となるもの